

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月24日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月18日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

除草作業中における飛び石による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和5年10月11日（水）
午前9時30分～11時30分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上佐谷991番地5
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 千代田公民館の敷地内において、本市職員が除草作業を行っていた際、自走式草刈機の刃によって跳ねた石が、同敷地内に駐車していた相手方所有の自家用自動車の助手席窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを傷つけてしまった。
- 5 示談の内容
(1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%

(2) 損害賠償額　かすみがうら市　47,850円
相手方　　　　　　　　　　　　　0円

(3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務
関係がないことを確認する。